

平成 27 年度事業計画書

I 事業活動方針

本会は、札幌市民の福祉の増進に寄与するため、札幌市政の円滑な運営に協力するとともに、札幌市職員等の福利厚生に資する各種事業を行っているところであるが、今後も、一般財団法人として、より健全な法人運営に努め、自立性を高めるとともに、会員ニーズや社会情勢等を考慮しながら、本会の目的達成に向けた事業を推進する。

II 事業及び会計区分

定款に基づき実施する事業及びその会計区分は次のとおりとする。

事業	会計区分
・札幌市の青少年等がスポーツ及び芸術文化にふれあうための事業	実施事業等会計 (公益目的支出計画に基づき実施する事業に関する会計)
・札幌市政の円滑な運営に必要な事業及び札幌市からの受託事業 ・札幌市職員等の福利厚生に関する事業 ・札幌市職員等の相互扶助に関する事業 ・札幌市有施設内における売店及び食堂に関する事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業	その他会計 (実施事業等会計以外の事業に関する会計)
・法人の管理業務	法人会計 (法人の管理業務に関する会計)

III 平成 27 年度の主な新規・変更事業

1 札幌市職員等の福利厚生に関する事業の変更

(1) リフレッシュ事業「えらべる倶楽部」提供サービスの新規・変更

ア 円山動物園年間パスポート（新規）

円山動物園の年間パスポートについて、一会員につき年度内 2 枚まで割引価格で提供する。

イ 日本ハムファイターズ「フィールドシート」

これまで会員の人気が高かった「1 塁側フィールドシート（1 組 2 席限定）」について、1 組 2 席を追加し合計 2 組 4 席とし、提供サービスを拡充する。

ウ 溪流荘

一会員当たりの追加割引利用を、これまでの 2 人泊から 4 人泊へ拡充する。

エ ゴルフ場割引券

ゴルフ場・フットサル場共通割引券として使用可能だったフットサル場を使用不可に変更する。

(2) 全道・全国大会参加助成制度の見直し

同好会（会員）が全道・全国大会に参加する際に、かかる経費の一部を助成する当該制度について、以下のとおり大会への参加に対する補助基準を変更する。

ア 宿泊を伴う道内大会及び道外での大会に参加する場合の一人当たり補助限度額を改定する。

イ 助成回数の制限について、「全国大会で地区予選を勝ち抜いた場合、年 2 回まで助成可能」とした基準を廃止し、全道・全国大会ともにそれぞれ年 1 回とする。

IV 平成 27 年度 事業の概要

1 札幌市の青少年等がスポーツ及び芸術文化にふれあうための事業【実施事業等会計】

スポーツ及び芸術文化の各分野において、札幌の未来を担う青少年等を対象とした事業を実施することによって、青少年等の豊かな感性の醸成や札幌のスポーツ及び芸術文化の各分野を世界に発信することに資するための事業の実施又は各種助成を行う。

【事業対象】

札幌市内の青少年、外国人、留学生など不特定多数

【事業内容】

- ・ 青少年がスポーツ及び芸術文化にふれあう機会を提供する事業
- ・ 青少年がスポーツ及び芸術文化の指導者の指導を受ける機会を提供する事業
- ・ スポーツ及び芸術文化を通じて、在札外国人や留学生に対し、札幌の素晴らしさを発信する事業
- ・ その他事業目的に適する事業

【実施方法】

本会が主催若しくは共催する方法、又は事業目的を達成する各種団体の事業に対して助成金を支出する方法により実施する。

2 札幌市職員等の福利厚生に関する事業【その他会計】

(1) リフレッシュ事業

会員・家族の健康増進及び元気回復を積極的に推進し、家族ぐるみで明日への鋭気を養うため次の事業を実施する。

項目	概要
優待割引サービス	優待割引サービス事業者が提供するサービス「えらべる倶楽部」に加入し、様々な優待割引サービスを会員・家族に提供する。
らくらく交流応援プラン	職場単位や家族単位で参加できる助成事業やチケット補助・斡旋事業を実施する。
リゾート施設	本会が共有持分権を有する星野リゾート・トナム「ザ・タワーⅠ」を会員・家族に割安な利用料金で提供する。

(2) 教養文化事業

会員・家族が、余暇時間等を活用して、趣味や教養を高めるとともに、会員相互の親睦を深めるため、次の事業を実施する。

ア 庁内大会（本会主催）の実施

大会名	実施予定時期
将棋大会	5月、11月
囲碁大会	11月、2月

イ 文化系同好会に対する助成

項目	概要
同好会活動助成	同好会に対し、その活動に係る経費の一部を助成する。
全道・全国大会参加助成	全道大会及び全国大会に参加する同好会(会員)に対し、その経費の一部を助成する。

(3) 体育・レクリエーション奨励事業

会員及び家族の健康づくりと元気回復を図るとともに、会員相互の親睦を深めるため、次の事業を行う。

ア 職場交流活性化事業

局（区）単位及び局（区）間において自主的に企画実施された体育・レクリエーション行事、芸術文化活動、セミナー、情報交換会などに対して助成を行う。

イ 庁内大会の実施（※は札幌市との共催事業として実施）

大会名	実施予定時期	大会名	実施予定時期
ゲートボール大会	6月	※バレーボール大会	9月
※駅伝大会	7月	※ドッジボール大会	10月
※テニス大会	7月	パークゴルフ大会	10月
登山大会	7月	※ボウリング大会	11月
※サッカー大会	8～9月	※卓球大会	1月
※野球大会	9月	※フットサル大会	1月
※バドミントン大会	9月	※バスケットボール大会	2月
※ソフトボール大会	9月		

ウ 体育系同好会に対する助成

項目	概要
同好会活動助成	同好会に対し、その活動に係る経費の一部を助成する。
全道・全国大会参加助成	全道大会及び全国大会に参加する同好会(会員)に対し、その経費の一部を助成する。

エ スポーツ・レクリエーション傷害保険

体育・レクリエーション行事、庁内大会、全道・全国大会の参加者に対して、傷害を負ったときの補償として保険に加入する。

(4) 永年会員助成事業

会員期間に応じて旅行補助券を贈呈する。

(5) 悩み事相談・精神衛生相談・法律相談事業

会員・家族を対象に、専門の相談員による各種相談業務を行う。

(6) 体育施設運営事業

拓北野球場及び川下運動広場を運営する。また、ソフトボール用具（ベース、グローブ、バット、ボール等）の貸し出しを行う。

(7) 健康増進事業

会員の健康管理をサポートするため、希望する会員に対し、「脳ドック検診」の費用を助成する。

3 札幌市職員等の相互扶助に関する事業【その他会計】

(1) 介護休暇助成事業

介護休暇を取得した会員に対して一定の助成を行う。

(2) 社会福祉貢献事業

社会貢献活動を実施するグループ、及びボランティア休暇を取得しての地震・暴風雨等による被災地の支援活動や施設における障がい者・高齢者等への援助活動を行った会員に対し、助成を行う。

(3) 援護事業

該当する会員に、結婚祝金、出産祝金、育児休業見舞金等9種類の慶弔金等を贈呈する。

(4) 保険事業

団体契約及び団体扱いでの保険加入を会員に斡旋する。

保 険 の 種 類		募 集 期 間 (契約開始時期)
グループ保険制度		平成 27 年 2 月中旬～ 4 月上旬 (8 月)
生 命 ・ 医 療 保 険	積立年金保険	平成 27 年 3 月下旬～ 4 月下旬 (8 月)
	医療保険	平成 27 年 10 月上旬～ 11 月下旬 (2 月)
	ガン保険	
	成人病保険	新規加入受付は実施していない
	各種生命保険	随 時
損 害 ・ 自 動 車 保 険	団体傷害保険・golfer 保険	平成 27 年 2 月上旬～ 3 月上旬 (4 月)
	火災共済・自動車共済	随 時
	自動車保険等各種損害保険	
	自賠責保険	札幌市公用車のみ

(5) 貸付金事業

本会が契約した金融機関の「福利厚生会会員専用ローン」を会員に斡旋する。

4 札幌市有施設内における売店及び食堂に関する事業【その他会計】

本庁舎、各区役所等において、売店・食堂の管理運営を行う。

5 その他この法人の目的を達成するために必要な事業【その他会計】

(1) 広報事業

ア 本会の各種事業等の紹介を行うため、「福利ガイドブック」や「福利だより (毎月)」を発行する。

イ 本会の業務運営の透明化を図るため、ホームページにより業務内容及び財務状況を公開する。

(2) 公益的法人等への派遣会員に対する助成事業

「公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例 (平成 13 年条例第 34 号)」に基づき公益的法人等に派遣された会員について、派遣先団体からの負担金をもとに、本会の定めた算出方法により、災害補償、医療給付等に関する助成を行う。